

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度 (令和8年4月一部変更)
計画主体	江別市

江別市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 江別市経済部農業振興課

所在地 江別市高砂町6番地

電話番号 011-381-1025

FAX番号 011-381-1072

メールアドレス nogyo@city.ebetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、エゾシカ、キツネ、鳥類、ユキウサギ、ヒグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道江別市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状[令和5年度]

鳥獣の種類	被害の現状(令和5年度)		
	品目	被害面積	被害額
アライグマ	スイートコーン	4.27ha	1,927 千円
	デントコーン	0.11ha	46 千円
	子実コーン	0.20ha	67 千円
	馬鈴薯	0.70ha	33 千円
	りんご	0.10ha	8 千円
	プルーン	0.20ha	44 千円
	庄パンコーン	-	16 千円
	小計	5.58ha	2,142 千円
エゾシカ	スイートコーン	0.16ha	147 千円
	デントコーン	1.20ha	590 千円
	水稻	0.70ha	27 千円
	大豆	0.50ha	45 千円
	玉ねぎ	0.45ha	2,171 千円
	レタス	0.20ha	29 千円
	牧草	0.60ha	134 千円
	小計	3.81ha	3,143 千円
キツネ	スイートコーン	0.36ha	114 千円
	馬鈴薯	0.70ha	33 千円
	ブロッコリー	0.01ha	4 千円
	りんご	0.10ha	2 千円
	レタス	0.02ha	29 千円
	子牛	-	980 千円
	小計	1.19ha	1,162 千円
鳥類	スイートコーン	0.01ha	9 千円
	水稻	0.63ha	730 千円
	りんご	0.10ha	2 千円
	プルーン	0.20ha	22 千円
	スイカ	0.01ha	69 千円
	レタス	0.10ha	14 千円
	小計	1.05ha	846 千円

鳥獣の種類	被害の現状(令和5年度)		
	品目	被害面積	被害額
ユキウサギ	水稲	0.01ha	41千円
	大豆	0.02ha	9千円
	ブロッコリー	0.06ha	190千円
	レタス	0.15ha	168千円
	小計	0.24ha	408千円
ヒグマ	-	-	-
合計		11.87ha	7,702千円

(2)被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
アライグマ	被害は市内広範囲に及んでおり、特に篠津地区・江別太地区・野幌地区において被害が大きい。被害作物は主にスイートコーンが大半を占めており、昨今ではプルーンなど果樹への被害も発生している。
エゾシカ	野幌森林公園に隣接している西野幌地区に加え、近年では角山地区や江別太地区、豊幌地区など被害は市内全域に拡大している。被害作物は馬鈴薯、たまねぎ、大豆といった食用作物だけでなく、デントコーンや牧草などの飼料用作物も含め多品目に渡っている。
キツネ	篠津地区・美原地区・江別太地区などで被害がある。被害作物はスイートコーンに集中している。また子牛がキツネにかじられ、尾の欠損や死亡する被害も発生している。
鳥類	篠津地区、角山地区、西野幌地区など広域で被害がある。特に水稲への被害が大きく、スイカや飼料作物、ブロッコリーなど多岐に渡り、被害が発生している。
ユキウサギ	豊幌地区、美原地区でユキウサギの出没が確認されており、春から夏にかけて、播種後の種子や新芽への食害が発生している。令和5年頃から被害が報告されており、今後も被害の拡大が予想される。
ヒグマ	令和元年度に野幌森林公園周辺で出没及びハスカップやデントコーンの農業被害が発生し、続く令和5年度も野幌森林公園周辺で出没事案が発生した。今後の出没事案が発生した場合、農業被害や人身事故が発生する恐れがある。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値[令和5年度]		目標値[令和9年度] 現状値の30%軽減	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
アライグマ	5.58ha	2,142千円	3.90ha	1,499千円
エゾシカ	3.81ha	3,143千円	2.66ha	2,200千円
キツネ	1.19ha	1,162千円	0.83ha	813千円
鳥類	1.05ha	846千円	0.73ha	592千円
ユキウサギ	0.24ha	408千円	0.16ha	285千円
ヒグマ	-	-	-	-

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【アライグマ】 ・各地区の保全会が、国の「多面的機能支払交付金」を活用した捕獲事業を実施。 ・江別市鳥獣被害防止対策協議会による箱わな及び殺処分機の購入・貸出。 ・実施隊員による止めさしの代行。 ・鳥獣被害対策実施隊による農業者への捕獲活動の支援。	・農繁期における捕獲、殺処分後の処分施設への搬入などが農業者にとって負担。 ・実施隊員の大半が兼職しているため、平日の出動対応が困難。
	【エゾシカ】 ・鳥獣被害対策実施隊による銃器、くくりわなを用いた捕獲活動の実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。 ・農業者の被害相談に対する実施隊員による現場確認と助言。	・市街地に近く平地が多い特性上、銃による捕獲が制限される。 ・鳥獣保護区である野幌森林公園を介しての市外からの流入を防げない。 ・農家からの駆除要望に対して、柔軟に対応する人員と財源が不足している。 ・わな設置後の巡回負担が大きい。 ・捕獲個体の処理及び食肉加工施設への運搬による負担が大きい。 ・相当数を捕獲しているが、被害の減少には繋がっていない。
	【キツネ】 ・鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。 ・農業者による捕獲活動を箱わなの貸出により支援。	・銃器を使用できない市街地周辺での捕獲が困難。 ・担い手の不足。
	【鳥類】 ・鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。 ・農業者の駆除要請に基づく捕獲活動。	・銃器を使用できない市街地周辺の捕獲が困難。
	【ユキウサギ】 ・実施隊により、箱わなでの捕獲を試みているが、捕獲実績はない。	・ウサギに対しては、明確な捕獲方法や捕獲機材がない。 ・春から夏にかけては草丈があるため、視認が難しく、銃による能動的な駆除が困難。

捕獲等に関する取組	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年、令和5年に市内でのヒグマ出没が確認され、以下の対応を緊急的に行った。 ・目撃情報があり次第、関係機関への情報提供、注意看板の設置を実施。状況に応じて広報車による注意喚起を実施。 ・出没が確認された場所にセンサーカメラを設置し、移動経路や行動を把握する。 ・出没が確認された場所に箱わなを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害防止のため、他の鳥獣以上の周知の徹底が課題。 ・ヒグマが好む作物が作付けされている地区については、捕獲以前に侵入防止のための電気柵設置が必要。 ・市街地に近く平地が多い特性上、銃による捕獲が制限される。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地区の保全会において、国の「多面的機能支払交付金」を活用し防護柵を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵は広範囲に渡る設置が必要。 ・防護柵に隣接する道路等の安全対策。

(5)今後の取組方針

<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の保全会による「多面的機能支払交付金」を活用した取り組みを推進する。 ・江別市鳥獣被害防止対策協議会による箱わな及び殺処分機の貸出を継続することで捕獲活動を推進する。また、農業者以外の防除従事者に対しても、同様に箱わなの貸出を行う。 ・外来生物法に基づく防除を行う者に対して講習会を行い、防除従事者を増やす。 ・被害軽減のため、農業者に侵入防止柵措置等の自己防衛を促す。 ・アライグマのすみかとなるような納屋や物置、空き家等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。 ・捕獲機材の導入・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。 ・捕獲の負担を軽減するための機器の導入について、先進地域の情報収集等を行いICT機器等の効果について試験・研究する。
<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。 ・野幌森林公園と隣接する西野幌地区を中心にくくりわなを設置し、捕獲に取り組むことで、農業被害を防止するとともに、市街地への出没を防止する。 ・狩猟免許(わな猟)等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。 ・被害を軽減させるため、農業者に侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。 ・捕獲機材(くくりわな)の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。 ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的なエゾシカ捕獲を図る。 ・くくりわなに関する講習会を開催し、捕獲従事者の人材育成に取り組む。 ・捕獲の負担を軽減するための機器の導入について、先進地域の情報収集等を行いICT機器等の効果について試験・研究する。
<p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。 ・被害を軽減させるため、農業者に対し侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。 ・キツネを誘引する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。 ・農業者による捕獲活動を支援するため、箱わなの貸出を継続する。 ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的なキツネ捕獲を図る。

【鳥類】

- ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
- ・被害を軽減させるため、農業者に対し防鳥ネットの設置等の自己防衛を促す。
- ・鳥類を誘引する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的な鳥類捕獲を図る。

【ユキウサギ】

- ・箱わな及びくくりわなを用いた捕獲活動を実施する。
- ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的な捕獲方法を検討する。

【ヒグマ】

- ・ヒグマを誘引する生ごみ、規格外農作物や庭木果樹等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- ・北海道や近隣市町村と連携し、被害情報、出没情報から侵入ルートや誘因を特定し、市域への侵入を未然に防止する方策を検討する。被害を未然に防ぐ方策とあわせて市民に普及啓発を図る。
- ・野幌森林公園付近で再びヒグマが出没した際は、直ちに移動経路になりそうな地点にセンサーカメラを設置するとともに、普段から森林公園内にセンサーカメラを設置している酪農学園大学と連携し、行動の把握に努める。
- ・ヒグマが出没した際には、付近の巡回・注意喚起等を行うとともに、市街地等であれば緊急対応(捕獲)の判断を行い、通常対応の場合、出没頻度、出没時の行動、農業被害の状況等からヒグマの有害度を判断し、効果的な捕獲を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項**(1) 対象鳥獣の捕獲体制****【全般】**

- ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動等を実施する(アライグマ、ヒグマを除く)。
- ・北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合、江別市で構成する江別市鳥獣被害防止対策協議会による情報交換、連携により効果的な捕獲の検討等を行う。
- ・江別市鳥獣被害防止対策協議会は市長の指示のもと、捕獲活動を実施する。

【アライグマ】

- ・北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合、各地区保全会、江別市の支援のもと、捕獲活動を実施する。

【エゾシカ】

- ・北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合、江別市等が連携し、捕獲活動を実施する。

【キツネ】

- ・北海道猟友会江別支部、江別市は農業者による捕獲活動を支援する。
- ・北海道猟友会江別支部、江別市が連携し、捕獲活動を実施する。

【鳥類、ユキウサギ】

- ・北海道猟友会江別支部、江別市が連携し、捕獲活動を実施する。

【ヒグマ】

- ・北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合、市等の連携体制。捕獲は、被害を未然に防ぐ方策を講じたうえで「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、市街地等出没時は緊急対応判断、それ以外の場合、出没個体の有害性を判断し実施するものとする。

(2)その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ	鳥獣被害対策実施隊員および農業者のわな猟免許取得を促進するとともに、わな猟免許保有者のくくりわなによる捕獲技術の向上を図る。また、捕獲機材(くくりわな等)の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
アライグマ	外来生物法の防除対象である特定外来生物であることから、計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
エゾシカ、キツネ、鳥類	過去の捕獲実績等を考慮し設定する。
ユキウサギ	新たに捕獲頭数を設定。被害規模から一定程度の捕獲目標を設定。
ヒグマ	出没個体状況に応じた捕獲を行うため、目標頭数は定めない。人的被害を未然に防ぐため、捕獲活動を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	可能な限り捕獲		
エゾシカ	70	90	90
キツネ	50	50	50
鳥 類	500	500	500
ユキウサギ	10	10	10
ヒグマ	出没個体状況に応じて決定する。		

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は江別市一円とし、ヒグマ以外の鳥獣については基本的に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。 捕獲の実施予定時期は1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカは警戒心が強く、動きも素早いいため、接近が難しい。また体格も大きいことから散弾銃で確実に仕留めることが困難なため、有効射程距離が長く、殺傷能力の高いライフル銃及びハーフライフル銃による捕獲活動が必須である。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
江別市	アライグマ、キツネ、鳥類(カラス、ハト等)

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い、侵入防止柵の効果について調査・研究する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無し			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
無し		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
江別警察署	対象鳥獣出沒時における人身事故の防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等
江別市	対象鳥獣出沒時における関係機関への連絡及び協力要請、安全確保対策、通常のパトロール及び情報収集、その他市民への注意喚起の実施等

※なお、野幌森林公園内でのヒグマの出沒に係る対応については、野幌森林公園に係る各機関がそれぞれの役割を担う。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、焼却又は埋設等の処分を行う。なお、捕獲したエゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した処理を行い、食肉の衛生や安全性に配慮した処理を実施する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		江別市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称・役割	北海道猟友会江別支部	被害状況の情報提供等、鳥獣被害対策の実施及び協力等
	道央農業協同組合江別営農センター	各組合員からの情報収集および情報提供、鳥獣被害対策の実施等
	江別市	協議会事務局運営、協議会構成団体との連絡調整、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可・申請事務、外来生物法に基づく特定外来生物防除従事者の育成、箱わな・くくりわなの貸出窓口、鳥獣被害対策の実施等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
酪農学園大学	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、調査の協力等
江別警察署	交通事故対応、ヒグマ出没対応等
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口(捕獲許可等)、ヒグマ出没対応(広域)
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、被害状況の情報収集及び提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>江別市鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成26年3月18日制定)により平成26年4月設置。令和6年9月現在の隊員は北海道猟友会江別支部会員22名(うち農業者1名)、道央農業協同組合職員6名の計28名で構成。被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、各鳥獣被害防止対策を行う。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>隣接市町村等との情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。</p>
--

江別市鳥獣被害連絡体制

